

飛驒市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年7月

令和8年6月一部改訂

飛驒市

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
(4) 飛騨市の動向	3
2. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	4
(5) 計画の位置付け	4
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	7
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの削減目標	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	15
(参考資料)	
エコドライブ 10 のすすめ	16
環境配慮行動チェックアンケート	18

1. 背景

(1) 気候変動の影響

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で記録的な猛暑や豪雨などの自然災害が頻発しています。国内でもこれまでに経験したことがないほど甚大な被害が発生しており、地球温暖化の主因とされる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を抑制しなければ、今後さらに災害等のリスクが高まると予測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年 12 月末時点においては 1,013 地方公共団体と加速度的に増加しています。

(4) 飛騨市の動向

飛騨市は、飛騨市環境基本条例第 7 条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして、平成 19 年 3 月に飛騨市環境基本計画を策定し、平成 30 年 3 月に第 2 次、令和 5 年 3 月に第 3 次と改訂を行う中で、計画に基づきながら環境保全に係る取組を進めてきました。

また、令和 4 年 3 月には国際社会の一員として、美しい自然や伝統文化を次世代へと引き継いでいくため、脱炭素社会の実現に向けて 2050 年までに市内の CO2 排出量を実質ゼロにすることを目指し「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

地球温暖化対策や CO2 排出量の削減に対しては、規制や管理と捉えるのではなく、地域の社会や経済をより良くしていくチャンスとして前向きに受け止め、市民や事業者がそれぞれにメリットを見出し、行政も含めた連携体制の中で、地域が一丸となって脱炭素化を推進していくことが重要と捉え、令和 6 年 3 月に「飛騨市脱炭素推進ビジョン」を策定しました。ビジョンにおいては、地域の脱炭素化に向けた今後の見通しを明らかにするため、市内の CO2 排出量の現状や再生可能エネルギー（再エネ）の導入可能性を整理し、将来の CO2 排出量を推計するとともに、CO2 排出量削減・再エネ導入目標を設定し、その推進における重点的な施策を定めています。

2. 基本的事項

(1) 目的

飛騨市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「飛騨市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、飛騨市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、飛騨市が行う全ての事務・事業とし、指定管理者制度を導入している施設についても対象範囲とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

飛騨市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

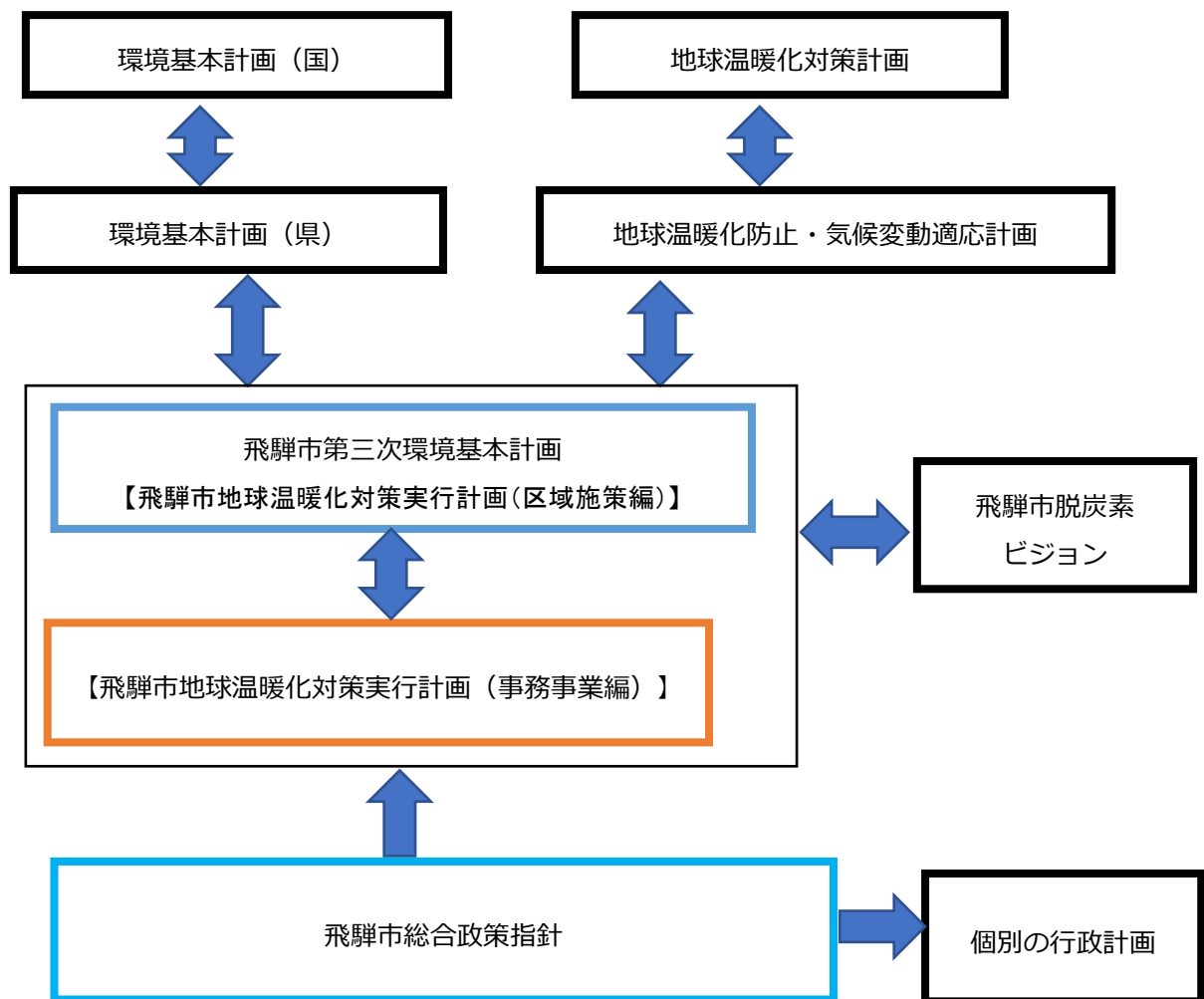
2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じ見直しを行います。

項 目	年 度								
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始	随時計画見直し					目標 年度
計画期間									

計画期間のイメージ

(5) 計画の位置付け

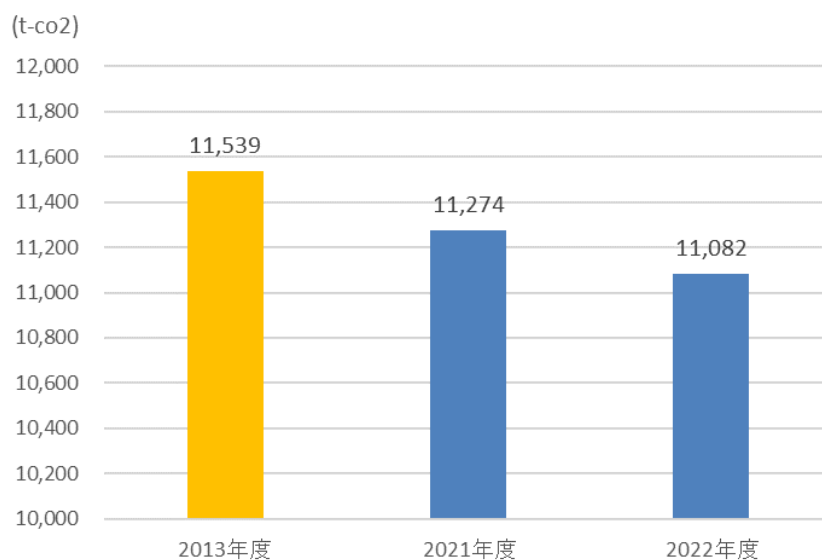
飛騨市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。



3. 温室効果ガスの排出状況

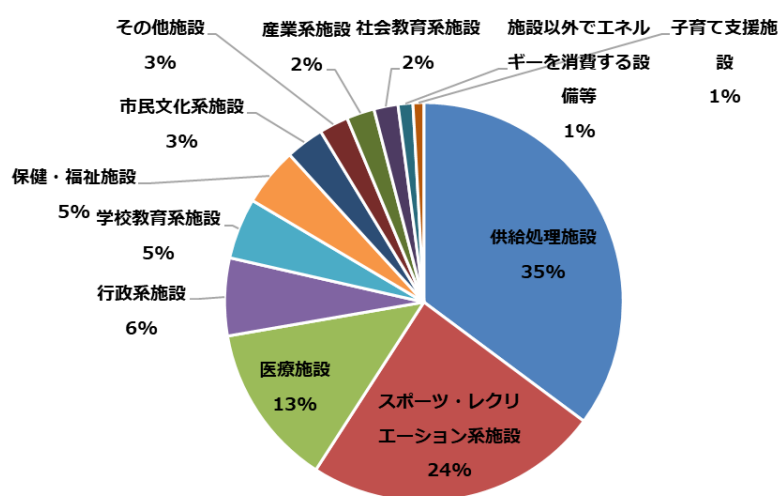
(1) 「温室効果ガス総排出量」

LAPSS(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム)を用いて、飛騨市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」を算出すると、基準年度である 2013 年度において、11,539t-CO₂の排出量となりました。



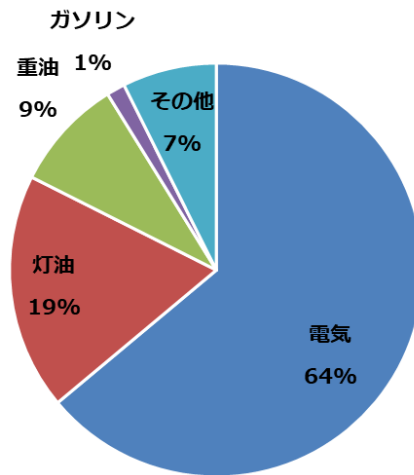
飛騨市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、上下水道施設や、クリーンセンターといった供給処理施設が全体の35%を占め、次いでスキー場や体育館などのスポーツレクリエーション施設が24%、病院や診療所などの医療施設が13%、市役所や、振興事務所などが6%となっています。



施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の64%を占め、次いで灯油19%、重油9%、ガソリン1%となっています。



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

（２）温室効果ガスの排出削減に向けた課題

① 公共施設の設備

本市の公共施設においては照明設備や空調設備がエネルギー使用量の多くを占めていることから、公共施設の利用者の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO2 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーについては、太陽光発電だけでなく、本市は豊富な水資源や森林資源があることから、中小水力発電や木質バイオマス発電等の導入が検討可能であるが、環境への負荷等の検証・検討が必要です。

③ 公用車

飛騨市は車社会であるため、公用車の使用頻度や走行距離がどうしても多くなりがちであり、CO2 排出量の増加につながっています。現在は燃料高騰の問題もあり、公用車の EV 化が必要です。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

第3次環境基本計画や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、2030年度46%削減（対2013年度比）とする方針を明らかにしていることを踏まえ、飛騨市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

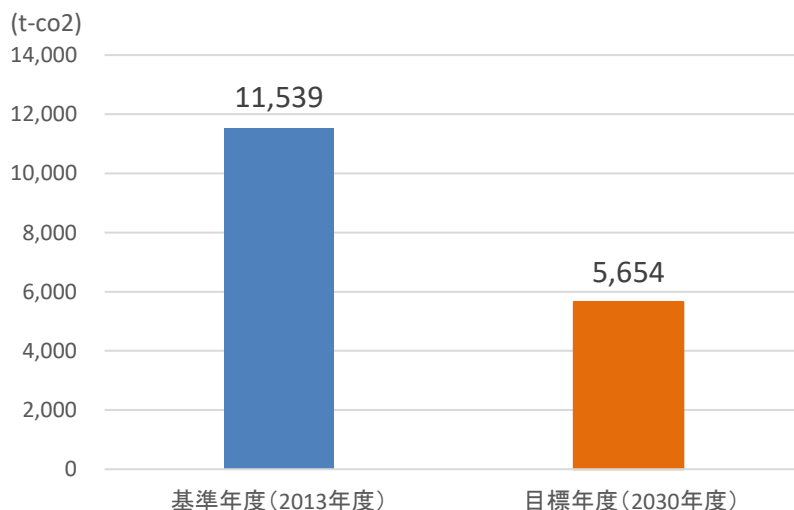
(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で51%以上削減することを目標とします。

（※令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画には、目標値として「2030年度で温室効果ガスを2013年度比46%削減」とすることが示され、その内訳としてエネルギー起源の二酸化炭素排出量の内、業務その他部門に係る削減目標を「2013年度比51%削減」とすることが示されている（P2参照））

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	11,539t-CO ₂	5,654t-CO ₂
削減率	—	51%



温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量の削減、また太陽光発電等の再生可能エネルギーの創出に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

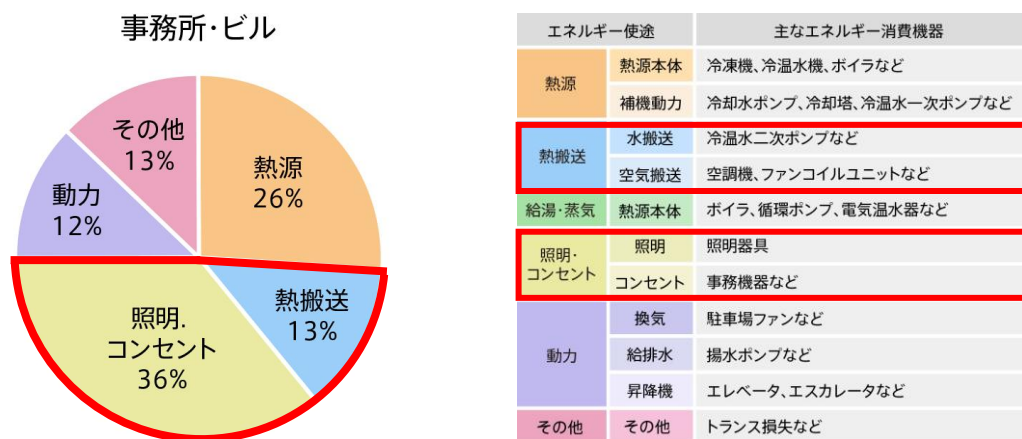
政府実行計画では、表1に示された取組が示されています。飛騨市においても、政府実行計画で示された取り組みを参考としながら、「高効率機器（照明・空調）の導入促進」、「次世代自動車の導入促進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、を重点的な取組として位置付けます。また、上位計画である「飛騨市第三次環境基本計画」や、「飛騨市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「飛騨市脱炭素推進ビジョン」などとの整合を図りながら、温室効果ガス排出量削減目標実現に向けて取組むものとしします。

表1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年以降すべて電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までにすべて電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギーの電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

①高効率機器の導入促進

一般的に事務所、ビルにおける建築物のエネルギー消費量の約半分が、照明・コンセント、空調の使用によるものといわれています。比較的導入し易く、コスト削減とCO2削減効果の高い、高効率の照明や空調設備への更新を推進し、省エネルギー化を推進します。



(出典：環境省「ZEB POTAL」)

- ◆ 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
空調設備の新規導入や既存設備の更新する際には、トップランナー基準を参考に一定の省エネ基準をクリアする設備導入を推進します。
- ◆ 施設内照明・街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
庁舎や市が所有する施設建物内の照明については、随時蛍光灯からLEDへの取り換えを行い、照明設備の更新の際にLED照明器具への更新を行います。
- ◆ ESCO事業・リース事業による施設内設備機器の複数・一括更新を検討します。
初期投資が不要で、サービス提供者の提案に基づき実際に削減された光熱水費から対価を支払う形態であるESCO・リース事業について、市有施設の省エネ化における複数・一括整備の可能性の検討を行います。

②再生可能エネルギーの導入促進

竣工から設置までの短期間で導入可能である再生可能エネルギーの導入を促進します。その際には安全性に考慮し、自然・生活環境に与える影響を最小限に抑えながら、市有施設への導入促進を行います。また、公共施設への再生可能エネルギーはBCP(事業継続計画)の必要性の高まりからも、非常用電源としての効果も期待できる自家消費

型のものを推奨します。

◆ 公共施設への太陽光発電導入モデルの実証と促進

多雪地域では冬季と夏季の太陽光発電による発電量差が大きいため、年間を通じた安定的なエネルギー利用に向けた耐雪設計と配置計画の検討が必要であることから、これらの課題に対応した実用的なモデルを構築するため、古川町五ヶ村浄化センター（発電容量見込み 19.8kW、年間 CO₂削減見込み 8,633kg-CO₂）をモデル実証地とし、検証結果を基に他の公共施設への段階的導入を推進します。

◆ オンサイト PPA 型太陽光発電の導入、本格展開に向けた検証を進めます。

初期費用やメンテナンス費用の負担なしで導入できる PPA（第三者所有型）モデルの地域実装を促進します。今後市内で本格的に展開を行うにあたり、課題や効果の検証を行います。

◆ 木質バイオマス熱を利用したバイオマスボイラーの導入を検証します。

森林資源豊かな本市において、ポテンシャルが高い再生可能エネルギーであり、冬季の暖房用途としても汎用性が高い木質バイオマス熱利用についての検証を行います。

③次世代自動車（電動車）の導入促進

公用車や、市が所有する車両について、今後 EV 車を中心とした次世代自動車への更新促進を行い、温室効果ガス排出量を削減します。また、市内における EV ステーション設置箇所の拡大を行い、充電インフラの整備も行います。

なお、ガソリン車を使用する場合でも、CO₂ 排出の抑制につながるような運転を推進します。

※電動車は、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

◆ 公用車の EV 化を進めます。

職員が共用使用する公用車を CO₂ 排出の抑制と合わせ、BCP 対策として災害時、非常用電源としての活用も望める EV 車への更新を推進します。特に市内を多く走行する公用車から順に行い、市民や事業者に向けて EV 車をアピールするとともに、実際の運用における課題や効果を検証します。

◆ EV の導入に即して EV ステーションの設置・検討を進めます。

通行状況や、利便性を加味し、EV ステーションの設置の検討を行います。今後、市内に EV 車を普及させるにあたり、EV ステーションの配置の計画や、普通・急

速充電などの検討も行い、より快適で便利な交通インフラ作りの計画を図ります。

職員の日常の取組

区分	NO.	取り組み内容
空調	1	空調の温度設定の適正化に努める
	2	使用していない部屋の空調を停止する
	3	ブラインド、カーテン等を適切に利用し、空調効率を向上させる
照明	4	勤務に支障のない不要な照明を消灯する（始業前、昼休み、残業時等）
	5	使用していない部屋の照明を消灯する
エレベーター	6	できるだけ階段を利用する
電気機器	7	パソコン、プリンターなど OA 機器の不使用時の電源 OFF や節電スリープモード等を活用する
公用車	8	エコドライブを徹底する（急発進、急加速、急ハンドル、急停止等の抑制等）
	9	状況に応じた公用車の使用に努め、公共交通、自転車の活用、相乗り、徒歩による移動を心がける
	10	公用車における適切な冷暖房の使用に努める
消耗品・備品購入	11	国のグリーン購入法によるグリーン購入適合品（エコマーク、グリーンマーク、省エネラベルなど）の購入に努める
紙使用量の削減	12	会議資料、内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷、2 in 1 印刷、電子メールの活用等）に努める
	13	コピー機使用後はリセットを行い、ミスコピーを防ぐ
	14	ファイルの共有や Web 会議を活用し、印刷物のないペーパーレス会議を推進する
水使用量の削減	15	トイレでの不要な二度流しの防止
	16	こまめに蛇口を締め、水はだしっぱなしにしない
廃棄物排出量の削減	17	分別ボックス等による分別を徹底し、リサイクルに努める
	18	使い捨て製品（紙コップなど）の使用や購入を控え、会議やイベント時のごみ減量に努める
	19	不要なダイレクトメール・資料の受け取りを断る
	20	使用済み封筒の庁内メール便等での再利用
働き方	21	ノー残業デー、ノーマイカーデー実施に努める
	22	状況に応じてテレワークや Web 会議を活用する

6. 推進体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

① 飛騨市環境基本計画推進委員会

環境課長を委員長とし、総務課長、総合政策課長、農業振興課長、林業振興課長、商工課長、まちづくり観光課長、建築住宅課長、管財課長、水道課長、病院事務局管理課長、議会事務局総務係長、教育委員会事務局学校教育課長、消防本部総務課長、各振興事務所次長、環境課環境政策係長、環境課リサイクル推進係長及び管財課施設管理係長で構成します。飛騨市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 推進責任者（課長等管理職）

計画推進とともに進捗状況を確認し、推進担当者及び所属職員へ指示・指導を行います。

③ 推進担当者

各課単位及び各施設に 1 名配置します。各課及び各施設において取組を推進し、その状況の定期点検を行います。

④ 所属職員

計画に従いながら、常に目標を意識して積極的に取り組みます。

⑤ 事務局

計画全体の総合的な管理を行い、取組の推進や、実施状況の統括などを行います。事務局は環境課に置き、計画全体の進捗を取りまとめます。

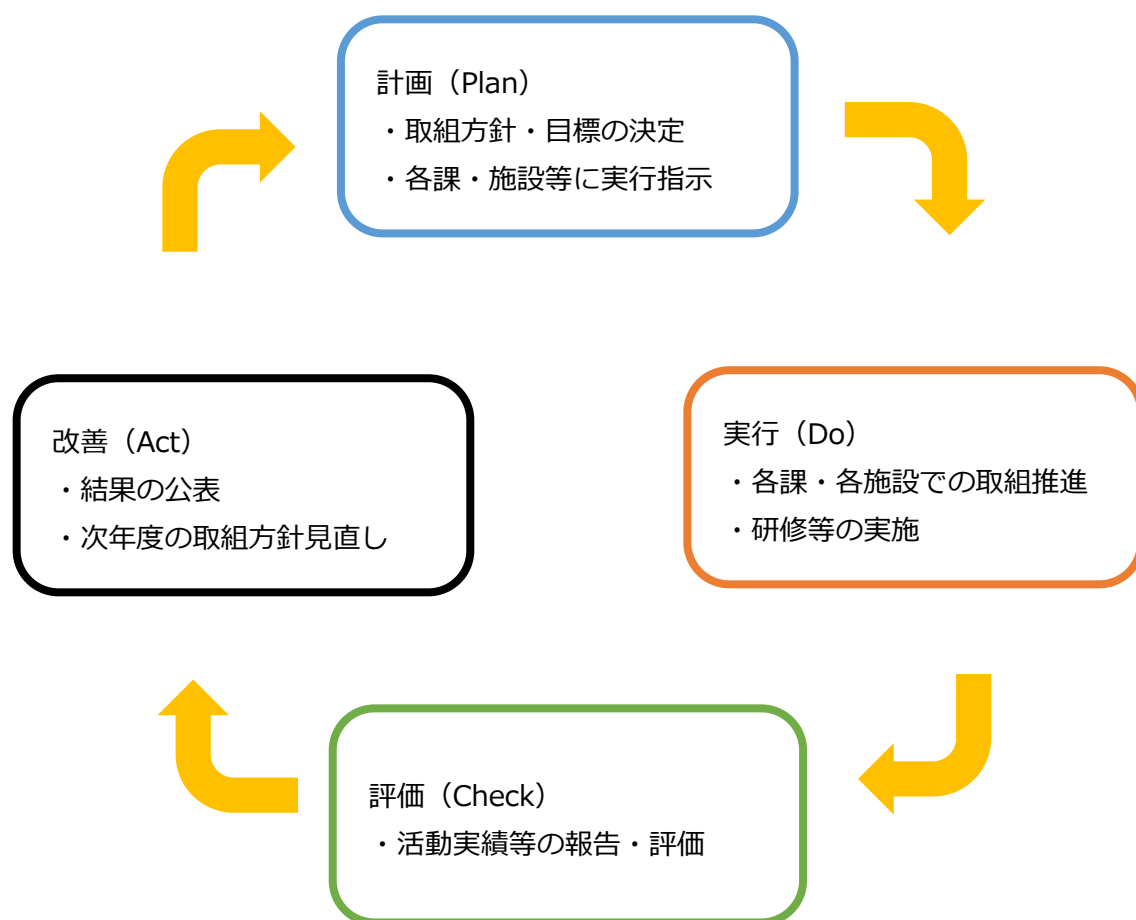
（２）点検・評価・見直し体制

飛騨市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、飛騨市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

飛騨市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。

庁内委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価します。なお、目標年の中間である2027年度に中間見直しを行うこととします。また、社会情勢の変化に応じ必要がある場合には、随時飛騨市事務事業編の改定を行います。



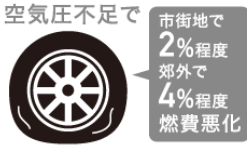
（３）進捗状況の公表

飛騨市事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

(参考資料)

エコドライブ 10 のすすめ (エコドライブ普及連絡会)

エコドライブとは、燃料消費量や CO2 排出量を減らし、地球温暖化防止につながる“運転技術”や“心がけ”です。またエコドライブは、交通事故の削減につながります。

1	自分の燃費を把握しよう
自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。 日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。	
2	ふんわりアクセル「e スタート」
発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。 やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。	
	
3	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。 ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。	
	
4	減速時は早めにアクセルを離そう
信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。 そうするとエンジンプレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。	
5	エアコンの使用は適切に
暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチを OFF にしましょう。 エアコンスイッチを ON にしたままだと12%程度燃費が悪化します。	
6	ムダなアイドリングはやめよう
待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。 10 分間のアイドリング（エアコン OFF の場合）で、130cc 程度の燃料を消費します。	
	
7	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。 たとえば、1 時間のドライブで道に迷い、10 分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。	
8	タイヤの空気圧から始める点検・整備
タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。 タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。	
	

9	不要な荷物はおろそう
	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。 たとえば、100Kg の荷物を載せて走ると、3 %程度も燃費が悪化します。 
10	走行の妨げとなる駐車はやめよう
	迷惑駐車はやめましょう。 交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。 迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。

環境配慮行動チェックアンケート

職場における環境配慮取組状況のアンケート行いますので、ご協力をお願いします。

各項目（全22項目）について、あなたの今年度における取組状況を点検し、次の基準からあてはまるものを選んでください。（回答時間：約3分）

<基準>

- ・いつも実施できた（8割以上実施）・・・【1】
- ・大体実施できた（5～8割実施）・・・【2】
- ・あまり実施できなかった（5割未満）・・・【3】
- ・該当なし・・・・・・・・・・・・・・ 【4】

チェック表

所属

氏名

区分	NO.	取り組み内容	自己チェック
空調	1	空調の温度設定の適正化に努める	
	2	使用していない部屋の空調を停止する	
	3	ブラインド、カーテン等を適切に利用し、空調効率を向上させる	
照明	4	勤務に支障のない不要な照明を消灯する（始業前、昼休み、残業時等）	
	5	使用していない部屋の照明を消灯する	
エレベーター	6	できるだけ階段を利用する	
電気機器	7	パソコン、プリンターなど OA 機器の不使用時の電源 OFF や節電スリープモード等を活用する	
公用車	8	エコドライブを徹底する（急発進、急加速、急ハンドル、急停止等の抑制等）	
	9	状況に応じた公用車の使用に努め、公共交通、自転車の活用、相乗り、徒歩による移動を心がける	
	10	公用車における適切な冷暖房の使用に努める	
消耗品・備品購入	11	国のグリーン購入法によるグリーン購入適合品（エコマーク、グリーンマーク、省エネラベルなど）の購入に努める	
紙使用量の削減	12	会議資料、内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷、2 in 1 印刷、電子メールの活用等）に努める	
	13	コピー機使用後はリセットを行い、ミスコピーを防ぐ	
	14	ファイルの共有や Web 会議を活用し、印刷物のないペーパーレス会議を推進する	
水使用量の削減	15	トイレでの不要な二度流しの防止	
	16	こまめに蛇口を締め、水はだしっぱなしにしない	
廃棄物排出量の削減	17	分別ボックス等による分別を徹底し、リサイクルに努める	
	18	使い捨て製品（紙コップなど）の使用や購入を控え、会議やイベント時のごみ減量に努める	
	19	不要なダイレクトメール・資料の受け取りを断る	
	20	使用済み封筒の庁内メール便等での再利用	
働き方	21	ノー残業デー、ノーマイカーデー実施に努める	
	22	状況に応じてテレワークや Web 会議を活用する	